

おくやみ手続のご案内

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続については、お亡くなりになった方によって必要な手続が異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族の大きな負担となっています。

「おくやみコーナー」では、なじみのない手続にご不安をお持ちの方に、各種手続のお手伝いやご案内をさせていただきます、手続を安心して進められるようサポートいたします。

どうぞご利用ください。

おくやみコーナーの利用案内

ご予約電話番号 **088-637-3112**

窓口 住民課（役場1階）
受付時間 午前8時30分～午後5時
※土日、祝日、12/29～1/3を除く

- ・利用希望日の3開庁日前（土日・祝日・12/29～1/3を含まない）までにご予約ください。
- ・亡くなった方、窓口に来る方、相続人の方の情報をお伺いしますのでご協力をお願いします。スムーズに手続を行うため、関係課に情報を提供しますのでご了承ください。
- ・手続によっては、担当課窓口にご案内する場合や後日に手続が必要な場合があります。
- ・おくやみコーナーを利用せず、従来どおり直接担当課窓口での手続もできます。
- ・亡くなった方の戸籍謄抄本については、死亡届を提出されてから戸籍に内容が反映されるまで1週間程度かかります。（本籍地が本町以外の方は2～3週間）



藍住町

目次

1. おくやみコーナーにお持ちいただくもの P 2
 - (1) 窓口に来る方（ご遺族）のもの P 2
 - (2) 亡くなった方のもの P 3
2. 亡くなった方に関する手続 P 4
 - (1) 住民関係、年金 P 4
 - (2) 健康保険、介護保険、高齢者 P 5
 - (3) 税 P 6
 - (4) 福祉 P 7
 - (5) 児童手当、子ども医療費助成等 P 8
 - (6) 町営住宅、し尿、犬、上下水道 P 9
 - (7) 広報 P 9
3. 遺品を処分される方へ P10
 - (1) 粗大ごみを処分したいとき P10
 - (2) 持込みが困難な場合 P11
 - (3) 町で収集できないごみ P11
 - (4) ごみ収集カレンダー・ゴミ分別ガイドブック . . . P11

1. おくやみコーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には該当するものをお持ちください。

(1) 窓口に来る方（ご遺族）のもの

窓口に来る方の本人確認書類

- ・写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
- ・写真付きのものがない場合は次から2点
被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

認印（相続人代表・喪主）

預貯金通帳等（相続人代表・喪主）

※国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合は、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

新たな引落口座がわかるものと銀行届出印

※亡くなった方名義の預貯金通帳から町税等を口座引き落としされていて、ご遺族等名義の口座に変更する場合に必要です。

あいずみ町住民カード

（役場以外の手続で【印鑑登録証明書】が必要な場合）

委任状

※死亡に伴う手続は、法令等によって手続できる親族の範囲が異なります。亡くなった方と窓口に来る方の続柄によっては、手続いただけないものもありますので、ご了承ください。

また、亡くなった方と住民票が同じ世帯でない相続人が手続される場合は委任状、戸籍謄本等が必要になる場合がある他、相続人以外の代理の方が手続される場合は相続人の委任状が必要となる場合がありますので、ご注意ください。なお、相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言(検認済のもの)）をお持ちください。

(2) 亡くなった方のもの

- あいずみ町住民カード
- 国民健康保険被保険者証、資格確認書
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証、資格確認書
- 後期高齢者被保険者証、資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 重度心身障がい者等医療費受給者証
- 児童扶養手当証書
- 子どもはぐくみ医療費受給者証
- ひとり親家庭等医療費受給者証
- その他、役場から交付された証書

見つからない場合や紛失した場合は、ご相談ください。

また、その他手続に必要なものは次ページ以降を確認してご用意ください。

2. 亡くなった方に関する手続

(1) 住民関係、年金

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
				担当課
住民関係	印鑑登録をしている方	印鑑登録証（あいずみ町住民カード）の返還	・印鑑登録証（あいずみ町住民カード）	住民課 ☎088-637-3112
	国民年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の年金証書 請求者の預貯金通帳 請求者の印鑑（認印） 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 請求者のマイナンバーが分かる書類 請求者と亡くなった方との関係がわかる戸籍謄本又は抄本（又は法定相続登記情報の写し） 生計同一が確認できない場合は申立書 未支給年金の請求要件を満たす方がいない場合は、受給権者死亡届 ※遺族基礎年金が請求できる方は、上記に加え、死亡診断書の写し、所得証明書（マイナンバーの記載があれば不用）	住民課 ☎088-637-3113 又は 徳島北年金事務所 ☎088-655-0200
年金	国民年金に加入している方	遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の年金手帳 請求者の年金手帳 死亡診断書の写し 請求者と亡くなった方との関係がわかる戸籍謄本（又は法定相続登記情報の写し） 請求者の預貯金通帳 生計同一が確認できない場合は申立書 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 請求者のマイナンバーが分かる書類 	
	厚生年金を受給している方			徳島北年金事務所（☎088-655-0200）へお問い合わせください。 予約専用番号：ナビダイヤル（☎0570-05-4890）
	共済年金を受給している方			各共済組合へお問い合わせください。
	農業者年金を受給している方			J A 徳島県藍住支店（☎088-692-2231）へお問い合わせください。
	恩給を受給している方			総務省恩給相談窓口（☎03-5273-1400）へお問い合わせください。
	国民年金基金に加入している方			全国国民年金基金（☎0120-65-4192）へお問い合わせください。

(2) 健康保険、介護保険、高齢者

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口 担当課
健康保険	国民健康保険に加入している方 又は 国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主	資格喪失 被保険者証、資格確認書等及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請 送付先申請 (世帯主の場合) 世帯内の国民健康保険加入者全員に交付している被保険者証、資格確認書等の記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険に加入している方の場合 ・亡くなった方の被保険者証、資格確認書等、各種認定証 ・記載事項（世帯主）に変更のある方の被保険者証、資格確認書等、各種認定証 ・喪主の方の印鑑（認印） ・手続する方の印鑑（認印） ・手続する方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・喪主名義の振込先口座がわかるもの ●国民健康保険に加入していない世帯主の場合 ・その世帯の国民健康保険加入者の被保険者証、資格確認書等、各種認定証 ・手続する方の印鑑（認印） ・手続する方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	健康推進課 ☎088-637-3115
	後期高齢者医療保険に加入している方	被保険者証、資格確認書及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請 相続人代表者の申立書・誓約書 保険料に関する相続人代表届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証、資格確認書、各種認定証 ・手続する方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・喪主名義の振込先口座がわかるもの ・相続人代表の方の印鑑（認印） ・相続人代表の方名義の振込先口座がわかるもの 	
介護	65歳以上の方 又は 介護認定を受けている方 (介護認定申請中の方を含む)	被保険者証等の返還 保険料に関する相続人代表届 介護認定申請取下げ書届出(該当の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証（黄） ・亡くなった方の負担割合証（水色）(該当の方) ・亡くなった方の負担限度額認定証（緑）(該当の方) ・亡くなった方の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（青）(該当の方) ・相続人代表の方の印鑑（認印） ・相続人代表の方名義の振込先口座がわかるもの 	介護保険室 ☎088-637-3311
高齢者	地域包括支援センターへ事業申請を行い利用している方	認知症高齢者見守り事業利用取下げ書届出(該当の方) 高齢者見守り安心シール交付事業利用取下げ書届出(該当の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業利用廃止届を提出するご家族の方の印鑑（認印） ・事業利用辞退届を提出するご家族の方の印鑑（認印） ・未使用の安心シール 	地域包括支援センター ☎088-637-3175
	事業対象者または要支援1・2の認定を受けている方で、介護予防サービス又はサービス・活動事業を利用している方	各サービスの終了	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターへの連絡及び利用中の介護サービス事業所への連絡が必要です。 ※要介護1～5の認定を受けている方で介護サービスを利用の方は担当のケアマネジャーへご連絡ください。 	

(3) 税

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口 担当課
税	町税が課税されている方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	今後の納税に関する手続き・納付について (口座振替の変更又は廃止等)	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の納税通知書 手続きする方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) 同一世帯以外の相続人の方がお越しになる場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ●口座振替を新たに申込(変更)される方 ・新たに申込される方の預貯金通帳 ・印鑑(銀行届出印) ●口座振替を廃止される方 ・廃止される方の印鑑(認印) 	税務課 ☎088-637-3117
	土地・家屋等の固定資産をお持ちの方	相続人代表納税者指定及び現所有者申告	<ul style="list-style-type: none"> 手続きする方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) 同一世帯以外の相続人の方がお越しになる場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) 	徳島地方務局(☎088-622-4683)へお問い合わせください。 ※令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました。
		未登記家屋の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 同一世帯以外の相続人の方がお越しになる場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) 	
	土地・家屋の相続登記(名義変更)			
	軽自動車をお持ちの方	原動機付自転車 小型特殊自動車等 ミニカー等 藍住町ナンバーの名義変更又は廃車	<ul style="list-style-type: none"> 本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 手続きする方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) 相続人でない方が手続きする場合は相続人の方からの委任状が必要です。 ナンバープレート(廃車の場合や名義変更時に藍住町ナンバーを変更したいとき) <p>※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。</p>	税務課 ☎088-637-3117
		三輪・四輪の軽自動車 名義変更又は廃車	徳島県軽自動車協会(☎088-641-2010)へお問い合わせください。	
軽二輪車(125cc超) 名義変更又は廃車		四国運輸局徳島運輸支局(☎050-5540-2074)へお問い合わせください。		

(4) 福祉

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
				担当課
福祉	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	・亡くなった方の手帳	保健センター (総合文化ホール内) ☎088-692-8658
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	受給者証返還届	・亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院)	
	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	手帳返還届	・亡くなった方の手帳	福祉課 ☎088-637-3114
	更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちの方	受給者証返還届	・亡くなった方の更生医療受給者証、又は育成医療受給者証	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	資格喪失届 未払い手当の請求	・相続人の方の印鑑(認印) ・相続人の方名義の振込先口座がわかるもの ・亡くなった方との関係により戸籍謄本等が必要な場合があります	
	特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届 未払い手当の請求	●対象の児童が亡くなった場合 ・受給者の印鑑(認印) ●受給者が亡くなった場合 ・手当対象児童の印鑑(認印) ・手当対象児童名義の振込先口座がわかるもの	
	受給者証(障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援)をお持ちの方	受給者証返還届	・亡くなった方の受給者証	
	重度心身障がい者等医療費助成を受給している方	資格内容変更届 受給者証の返還	・亡くなった方の重度心身障がい者等医療費受給者証 ・手続する方の印鑑(認印)	

(5) 児童手当、子ども医療費助成等

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
				担当課
子ども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅、又は額改定(減額)	なし	福祉課 ☎088-637-3114
	児童手当を受給している保護者の方	受給事由消滅 認定請求(受給者変更) 未払い手当の請求	・新たな受給者のマイナンバーカード ・新たな受給者の加入医療保険情報が分かるもの※ ・請求者名義の振込先口座がわかるもの 未払い手当の請求 ・対象児童名義の振込先口座がわかるもの	
	子どもはぐくみ医療費助成を受給している方	受給者の変更	・受給者証 ・保護者の印鑑(認印) ・対象となる子どもの加入医療保険情報が分かるもの※	
	子どもはぐくみ医療費助成の対象児童の方	受給者証の返還	・受給者証	
	児童扶養手当を受給している保護者の方	受給者死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	・児童扶養手当証書 ・対象児童名義の振込先口座がわかるもの ・請求者、児童及び扶養義務者のマイナンバーカード ・請求者名義の振込先口座がわかるもの ・年金記号番号等がわかるもの ・請求者の印鑑(認印) ・世帯の状況により申立書が必要な場合があります	
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失、又は額改定(減額)	・受給者(保護者等)の印鑑(認印) ・児童扶養手当証書	
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している保護者の方	資格内容変更届 受給者証の返還 新規認定申請書	・亡くなった方及び受給対象者(子ども)のひとり親家庭等医療費受給者証 ・対象となる子どもと新たな保護者の加入医療保険情報が分かるもの※ ・受給者(保護者等)の印鑑(認印)	
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している児童の方	資格内容変更届 受給者証の返還	・亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給者証 ・受給者(保護者等)の印鑑(認印)	
	保育所(園)に通う子ども又はその保護者	住所・氏名・世帯状況変更届 口座振替の変更 退所届(通う子どもが亡くなった場合)	・印鑑(認印) ・新たに口座振替を申込される方の口座がわかるもの	
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等の利用に係る、保育無償化の対象児童又はその保護者	施設等利用給付認定取消届 又は 施設等利用給付認定変更届	・印鑑(認印)	
※加入医療保険情報が分かるもの・・・ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ(被保険者名、加入日がわかるもの)」等				

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
				担当課
子ども	就学援助申請者の保護者の方	就学援助変更申請	・新たに申請者となる方名義の振込先口座がわかるもの	学校教育課 ☎088-637-3128
	就学援助申請者の児童の方	就学援助変更申請	なし	
	町内の幼稚園・小学校・中学校に通う児童、生徒の保護者	給食費の口座振替の変更	・新たに口座振替を申込される方の口座がわかるもの	

(6) 町営住宅、し尿、犬、上下水道

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
				担当課
町営住宅	契約者が亡くなり、引き続き町営住宅に入居される同居親族	入居承継の届出	・承継手続きが必要です。 来庁された際にご説明します。	生活環境課 ☎088-637-3116
	契約者本人が亡くなり、町営住宅を退去される方	町営住宅の返還	・退去手続きが必要です。 来庁された際にご説明します。	
	町営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	同居者異動届出	・入居契約をしている方の印鑑（認印）	
し尿	浄化槽を所有している方	所有者変更の届出 し尿汲取り手数料口座振替依頼書	・新たに口座振替を申込される方の口座がわかるもの ・印鑑（銀行届出印）	
犬	犬を所有している方	所有者の変更	なし	
上下水道	水道契約者、又は納付者の方が亡くなった場合	使用者変更届 口座振替依頼書（変更） 納付管理人（送付先）届	使用者の変更 ・新たに使用者となる方の印鑑（認印） 登録口座の変更が必要な場合 ・振替口座がわかるもの（預貯金通帳等） ・口座名義人の印鑑（銀行届出印） 納付管理人の登録が必要な場合 ・納付管理人（送付先）届の提出 ・新たに納付管理人となる方の印鑑（認印）	上下水道課 ☎088-637-3131

(7) 広報

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
				担当課
広報	広報あいずみの郵送申込みをしている方	「広報あいずみ」郵送の停止又は送付先の変更申請	なし	企画政策課 ☎088-637-3124

3. 遺品を処分される方へ

遺品を処分される場合は、「ごみ収集カレンダー・ごみ分別ガイドブック」をご覧ください。いただき、正しく分別して処分してください。

(1) 粗大ごみを処分したいとき

粗大ごみは有料です。ごみ集積場所には出せませんので、ご注意ください。

西クリーンステーションに『搬入許可証』と『本人確認書類(運転免許証等)』を持参の上、料金と併せて持込んでください。その際、持込みをされる方の本人確認等を行います。

『搬入許可証』は、生活環境課で発行します。持込みをされる方と亡くなった方との関係がわかるよう、亡くなった方やご遺族の方等の情報をお伺いしますのでご協力をお願いします。

- ・ 持込可能日 月曜日から金曜日(祝日除く) [午前9時～午後4時]
第3土曜日、祝日の月・火曜日など [午前9時～正午]
 - ・ 持込場所 西クリーンステーション [藍住町富吉字大向5番地1]
 - ・ 受付場所 2階事務所(車でお越しの方はスロープをそのまま進んでください)
- ※日時等詳細は「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

家電リサイクル法対象機器

「エアコン及び室外機」「テレビ」「冷蔵庫及び冷凍庫」「洗濯機及び衣類乾燥機」は、次の方法で処分してください。

①指定引取場所への持込み

郵便局でリサイクル券を購入して、指定の引取場所に引き渡してください。

引取場所：N×徳通(株)松茂指定引取場所

[松茂町中喜来字稲本183番地] ☎088-699-6834

②西クリーンステーションへの持込み

※リサイクル券に加え運搬手数料(1品あたり1,890円)が必要です。

③家電量販店への持込み

家電量販店等とご相談の上、引き渡してください。

※手数料等が必要です。各家電量販店等にご確認ください。

PCリサイクル法対象機器

メーカーに回収を申し込んでください。

(2) 持込みが困難な場合

次の許可業者へご相談ください。

※別途手数料等が発生します。各許可業者へご確認ください。

粗大ごみを運搬できる許可業者[令和7年3月現在]

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| ・(有)あけぼの清掃(088-675-0488) | ・本田通商(有)(088-693-1234) |
| ・阿波総合建設(株)(088-692-6447) | ・(有)みどり清掃(088-632-9288) |
| ・(有)オーテック(088-631-0378) | ・(有)矢野商会(088-672-1418) |
| ・(株)三幸クリーンサービスセンター(088-625-8488) | ・(株)ヤングクリーン(088-656-4008) |
| ・(有)昭和興産(088-698-0858) | ・ワコクリーンサービス(株)(088-661-7788) |
| ・ベストクリーン(088-692-2774) | |

※無許可業者(遺品整理業者等)に粗大ごみの運搬を依頼することはできませんので、ご注意ください。

(3) 町で収集できないごみ

処理する際に危険を伴うもの、産業廃棄物、医療系廃棄物などは収集できません。販売店や専門の処理業者にご相談ください。

(4) ごみ収集カレンダー・ごみ分別ガイドブック

町ホームページからもご覧いただけます。



[町のホームページはこちら](#)